

### 佐賀県告示第177号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定（平成17年佐賀県告示第327号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1 指定地方公共機関 一般社団法人佐賀県医師会 公益社団法人佐賀県看護協会 佐賀県道路公社 <u>一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u> 公益社団法人佐賀県トラック協会 松浦鉄道株式会社 佐賀ガス株式会社 唐津瓦斯株式会社 鳥栖ガス株式会社 伊万里ガス株式会社 筑紫ガス株式会社 一般社団法人佐賀県LPガス協会 株式会社サガテレビ 長崎放送株式会社 株式会社エフエム佐賀	1 指定地方公共機関 一般社団法人佐賀県医師会 公益社団法人佐賀県看護協会 佐賀県道路公社  公益社団法人佐賀県トラック協会 松浦鉄道株式会社 佐賀ガス株式会社 唐津瓦斯株式会社 鳥栖ガス株式会社 伊万里ガス株式会社 筑紫ガス株式会社 一般社団法人佐賀県LPガス協会 株式会社サガテレビ 長崎放送株式会社 株式会社エフエム佐賀
2 略	2 略